

新旧対照表

○千葉県漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成六年千葉県漁業調整委員会告示第二号）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉県漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十九條第一項、第七十六條第一項及び第八十八條第一項、第八十六條第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項（これらの規定を法第八十八條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）並びに第百十六條第二項及び第三項並びに第百七十七條第十四項において読み替えて準用する同条第六項の規定による処分に係る意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の手續に関し、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開催の決定)</p> <p>第二条 委員会において、意見の聴取（法第六十九條第一項、第七十六條第一項及び第八十八條第一項の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十三條までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の制限)</p> <p>第三条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。</p> <p>(構成)</p> <p>第四条 意見の聴取は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>2 意見の聴取は、会長が主宰する。ただし、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する者が主宰する。</p> <p>3 会長及びその職務を代理する者がともに事故あるときは、出席委員の互選した委員がその職務を代行する。</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第五条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、令第九條第一項において読み替えて準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條第一項第一号から第三号までに掲</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉県漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十九條、第三十四條第四項、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十三項（法第三十六條第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十八條第三項の規定による処分に係る意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の手續に関し、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開催の決定)</p> <p>第二条 委員会において、意見の聴取（法第十條の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第十四條までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の制限)</p> <p>第三条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。</p> <p>(構成)</p> <p>第四条 意見の聴取は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>2 意見の聴取は、会長が主宰する。ただし、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する者が主宰する。</p> <p>3 会長及びその職務を代理する者がともに事故あるときは、出席委員の互選した委員がその職務を代行する。</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第五条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、令第一條の二において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公</p> |

げる事項を公示する。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる方法による。

- 一 千葉県報に登載
- 二 千葉海区漁業調整委員会の事務所、関係する千葉県の地域振興事務所及び水産事務所等に掲示
(意見の聴取の期日等の変更)

第六条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立て又は職権により意見の聴取の期日又は場所の変更をすることができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに令第九条第一項において読み替えて準用する行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第七条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第八条 令第九条第一項において読み替えて準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出して行うものとする。

(削る。)

示する。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる方法による。

- 一 千葉県報に登載
- 二 千葉海区漁業調整委員会の事務所、関係する千葉県の県民センター及び水産事務所等に掲示
(意見の聴取の期日等の変更)

第六条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立て又は職権により意見の聴取の期日又は場所の変更をすることができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに令第一条の二において準用する行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第七条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第八条 令第一条の二において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出して行うものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第九条 法第三十四条第七項(法第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十四項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となつ

(補佐人の出頭許可の手続)

第九條 令第九條第一項において読み替えて準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第十條 令第九條第一項において読み替えて準用する行政手続法第二十一条第一項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第十一條 令第九條第一項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第一項に規定する調書には、次の各号に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 三 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理

た場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第十二条第三項及び第十三条第二項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があつた場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第三十四条第七項後段（法第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第十條 令第一条の二において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(弁明書の記載事項)

第十一條 令第一条の二において準用する行政手続法第二十一条第一項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第十二條 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第一項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 三 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理

人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所

四 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

五 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）

六 提出された証拠の標目

七 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第九条第一項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

三 前号の意見についての理由

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第十二条 令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第十三条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第九条第一項において準用する行政手続法第二十一条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第十四条 令第九条第一項において読み替えて準用する行政手続法第十五条（第二項第二号を除く。）、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第七十一条第五項（法第七十六条第三項において準用する場合及び法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において読み替えて準用する場合を含む。以下同

人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所

四 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

五 当事者等の弁明の要旨（提出された弁明書における弁明を含む。）

六 提出された証拠の標目

七 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

三 前号の意見についての理由

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第十三条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第十四条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第一条の二において準用する行政手続法第二十一条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第十五条 令第一条の二において準用する行政手続法第十五条（第二項第二号を除く。）、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を行う場合に準用する。この場合において、行政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、行政手続法第二十三条第一項中「陳

じ。の規定による意見の聴取を行う場合に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合」と、同法第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。
(準用)

第十五条 第二条から第七条まで、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、法第七十一条第五項の規定による意見の聴取を行う場合に準用する。
附 則
この告示は、公示の日から施行する。
附 則 (平成十二年三月三十一日海区漁業調整委員会告示第二号)
この告示は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成十六年四月二十日海区漁業調整委員会告示第二号)
この告示は、公示の日から施行する。
附 則 (令和二年十二月二十五日海区漁業調整委員会告示第七号)
この告示は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、公示の日から施行する。

述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合」と、行政手続法第二十四条第二項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。
(準用)

第十六条 第二条から第七条まで、第十条から第十二条まで及び第十四条の規定は、法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を行う場合に準用する。
附 則
この告示は、公示の日から施行する。
附 則 (平成十二年三月三十一日海区漁業調整委員会告示第二号)
この告示は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成十六年四月二十日海区漁業調整委員会告示第二号)
この告示は、公示の日から施行する。